

山形県地域公共交通計画策定による地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る対応について

1 山形県地域公共交通計画策定による地域公共交通確保維持改善事業費補助金のメリット

○ 山形県地域公共交通計画の策定による地域公共交通確保維持改善事業費のメリットは以下のとおり

(1) 「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

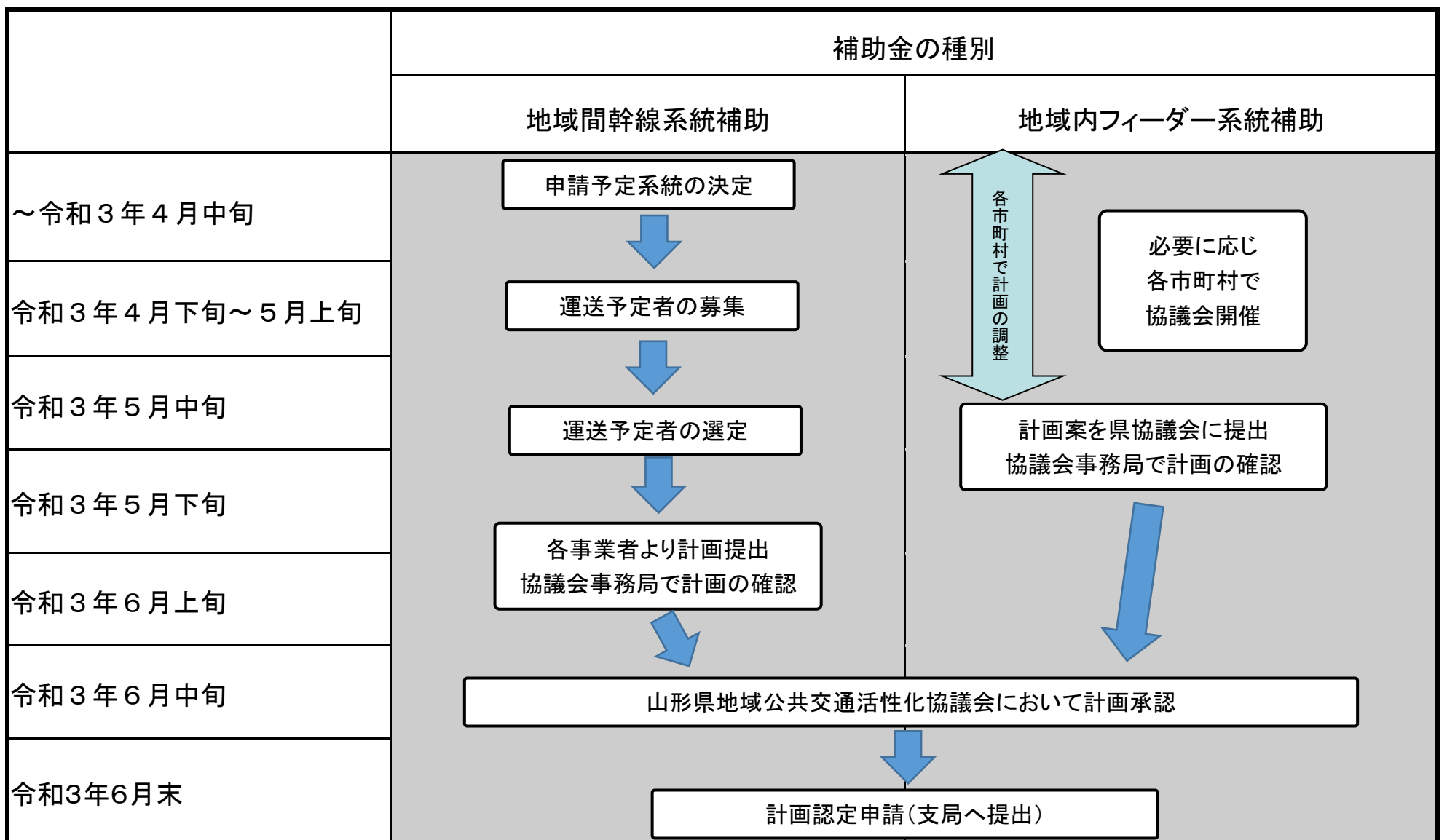
- ① 地域公共交通計画を策定した場合、みなし運行回数によるカット措置（密度カット）の適用除外（3年間限定）
 [地域公共交通協働トライアル推進事業であることが条件]
 ⇒ 平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統は以下のとおり、補助額が減額補正される（密度カット）。
 【通常】 輸送量＝計画平均乗車密度 × 計画運行回数
 【カット】 輸送量＝計画平均乗車密度 × 計画運行回数 × 計画平均乗車密度／5（減額補正割合）
 ※密度が5人以上であれば影響なし

(2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」

- ① 地域公共交通計画を策定した場合、上限額の引き上げ（3年間限定）
 - 地域公共交通計画を策定した場合の算定式
 対象人口 × 120円 + 560万円（定額）
 - 通常の補助を受ける場合の基本算定式
 - i) 人口密度120人以上 : 対象人口 × 100円 × 0.7（補正係数） + 520万円（定額）
 - ii) 人口密度120人未満 : 対象人口 × 100円 × 1.0（補正係数） + 520万円（定額）
- ② 地域公共交通計画を策定した法定協議会に対するインセンティブ（3年間限定）
 [地域公共交通協働トライアル推進事業であることが条件]
 【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする
 【特定】・地域公共交通計画の対象区域内の市町村にあつては、市町村毎に設定する補助上限額（原則と同様）の合計額の範囲内で、協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分

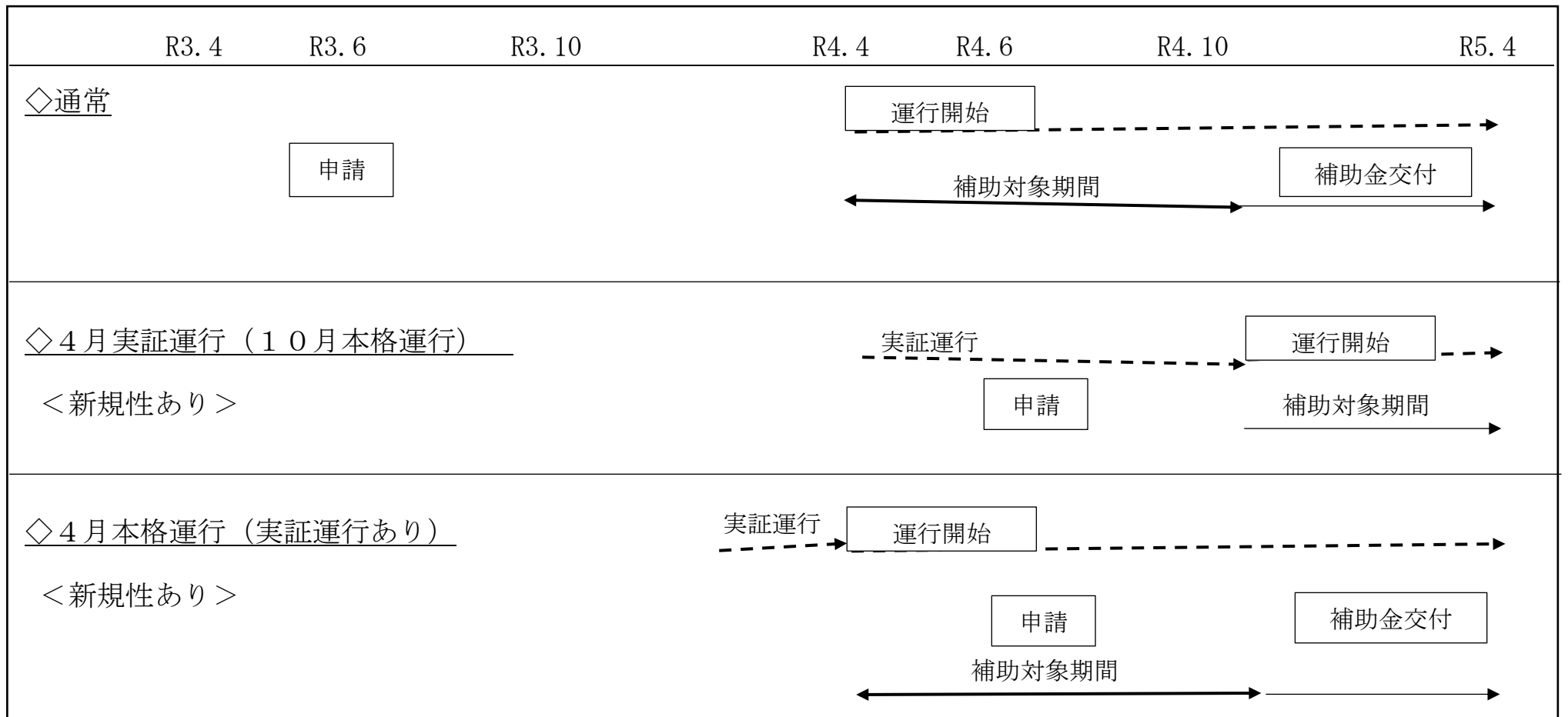
	原則			特例
	A市	B市	C町	A市・B市・C町
上限額	100	50	50	200
補助申請額	120	50	10	180
交付額	100	50	10	180

2 令和4年度事業にかかる計画認定申請までのスケジュール（申請期限が6月末の場合）



3 実証運行後の4月本格運行開始システムのフィーダー認定申請について

- 令和4年4月からフィーダー系統として運行する場合の認定申請の時期については、以下のとおり、補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日となり、4月まで遡って補助対象期間となる。



※ 東北運輸局山形運輸支局とは、運行計画概要を作成の上、事前の調整が必要となる。

【地域公共交通確保維持改善事業実施要領より抜粋】

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業③確保維持改善計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)～4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合

利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下③において「初年度」という。）にあつては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

※【通常の申請日】※毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日